

広島県内水面漁場管理委員会の機能と権限

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法の規定により設置された行政委員会であり、諮問機関・建議機関・決定機関としての機能と権限を有しています。

漁業法第 130 条第 4 項により「漁業法の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う」とされています。

委員会指示とは

(1) 制度の趣旨

委員会指示(漁業法第 67 条) 「水協法・漁業法の解説(平林・浜本共著)」(抜粋)

海区漁業調整委員会は、その権限として指示権を持ち、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権・入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止及び解決を図るなど「漁業調整」のために、関係者に対し必要な指示をすることができます。これは「委員会指示」と呼ばれています。

委員会指示は、都道府県漁業調整規則、免許、許可の制限条件等によって固定的に調整することが不適當な事柄について、随時に局地的に漁業調整を図るために発動されるものであって、関係者全部に対して、採捕の制限禁止はもちろん、積極的に「…すべし」という義務をも課しうるのであります。

しかし、委員会指示違反ということでは、なんら罰則が加えられません。指示に従わない者がいるときは、委員会が知事に対して、その者に指示に従えという命令(「裏付け命令」と呼ばれる。)を出すように申請し、知事がそれを受けて裏付け命令を出したのに、なおも指示に従わないときに、その者は知事の裏付け命令の違反として罰則が課せられる仕組みになっています。

(2) 違反に対する措置

指示に従わない者に対し、知事が「当該指示に従うことを命じる」旨の命令を行ったにもかかわらず、その者が命令に違反した場合は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されることがあります。